

5. 退職給付金の計算方法について

- ・1年以上在会した会員が退会したときは、退職給付金が支給されます。
- ・会員期間が20年未満の場合は退職一時金を、20年以上の場合は退職一時金か退職年金、または組み合わせたものを選択し受け取ることができます。

【退職一時金の計算式】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{平均標準給与月額} \\ \hline \text{(退会時過去1年間の平均)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{乗 率} \\ \hline \text{(→P33 参照)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職一時金} \\ \hline \end{array}$$

注意！ 乗率は、退会理由（P26 参照）によって異なります。

(1) 退職年金の支給期間

退職年金の給付年数と年金現価率は、次のいずれかです。 退会時に選択します。

給付年数	保障期間	年金現価率
5年間	5年	55.57094
10年間	10年	103.50692
15年間	15年	144.85692

(2) 一部選択の割合

一定割合で組み合わせる場合の割合は次の3通りです。

一時金		年金
25%	+	75%
50%	+	50%
75%	+	25%

(3) 退職年金の計算式

$$\frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{平均標準給与月額} \\ \hline \text{(退会時過去1年間の平均)} \\ \hline \end{array} \times \text{乗率}}{\text{年金現価率}} = \text{退職年金月額}$$

(4) 年金の給付時期

年金の給付時期は、毎年6月、9月、12月、3月に、それぞれその前月分までを各月1日に支給します。（1日が休日等の場合は翌営業日）

(5) 年金の一時払い

年金を受給中に、残りの年金を一時払いに変更し、一括で受け取ることもできます。この場合の一時金の額は、退職年金規程に基づき計算されます。